

令和3年 第1回

# 組合議会定例会議案

田辺周辺広域市町村圏組合

## 令和3年 第1回 組合議会定例会議案目次

1 定議案第1号	田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について	1
1 定議案第2号	田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について	3
1 定議案第3号	田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	5
1 定議案第4号	令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)	10
1 定議案第5号	令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算	15
1 定議案第6号	令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算	32
1 定議案第7号	令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算	41

## 1 定議案第 1 号

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真 砂 充 敏

### 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、事務局長の職名を見直すものである。

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例を廃止する条例

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の職に関する条例（平成5年田辺周辺広域市町村圏組合条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 1 定議案第 2 号

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真 砂 充 敏

### 提案理由

事務局長の職名を見直すことに伴い、事務局長の報酬及び費用弁償条例を廃止するものである。

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例を廃止する条例

田辺周辺広域市町村圏組合事務局長の報酬及び費用弁償条例（平成5年田辺周辺広域市町村圏組合条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 1 定議案第 3 号

田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
制定について

田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真 砂 充 敏

### 提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものである。

## 田辺周辺広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについ

て、その提供時間を延長し、若しくは繁忙期における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 田辺周辺広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和46年条例第12号）第2条の規定により準用する田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年田辺市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) 第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために特に必要があると管理者が認める場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場

合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

(特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例)

第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）の給料表の種類は、職務の区分の内容に応じ、それぞれ次の給料表を準用し、適用する。

(1) 特定業務等従事任期付職員のうち、行政職のものの給料表（次号の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。）

号給	給料月額
1	273,400円

(2) 特定業務等従事任期付職員のうち、医療職のものの給料表 田辺周辺広域市町村圏組合一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年条例第7号）第2条第1項の規定により準用する田辺市職員の給与に関する条例（平成17年田辺市条例第45号。以下「給与条例」という。）別表第2に規定する医療職給料表

2 特定業務等従事任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを当該給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、前項各号で準用する給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる職務の内容の例による。

3 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付するとともに管理者が別に定める基準に従い号給を決定し、その給料表により特定業務等従事任期付職員に給料を支給しなければならない。

4 任命権者は、特定業務等従事任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前3項の規定にかかわらず、管理者の承認を得て、第1項第2号に定める給料表の最高額の2倍を上限として、その者の給料月額を決定することができる。

(特定業務等短時間勤務職員の給料月額)

第9条 特定業務等従事任期付職員のうち、第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「特定業務等短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第10条 給与条例第5条、第6条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第19条から第21条及び第25条から第25条の3までの規定は、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員には適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員のうち、給与条例第20条に規定する管理職員でないものについては、給与条例第14条第1項及び第2項、第15条並びに第16条の規定を適用する。
- 3 特定業務等短時間勤務職員に対する給与条例第11条第2項、第14条第2項及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「特定業務等短時間勤務職員」とする。
- 4 特定業務等短時間勤務職員に対する給与条例第22条第2項の規定にかかわらず、「100分の107.5」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 1 定議案第4号

令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,775千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真砂 充 敏

令和 2 年度

田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第 1 号）

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		2,500	-2,500	0
	1 基金繰入金	2,500	-2,500	0
3 繰越金		1,054	760	1,814
	1 繰越金	1,054	760	1,814
歳 入 合 計		21,515	-1,740	19,775

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		21,290	-1,740	19,550
	1 総務管理費	21,290	-1,740	19,550
歳 出 合 計		21,515	-1,740	19,775

# 1. 歳入

## 2 款 繰入金

### 1 項 基金繰入金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 ふるさと市町村圏基金繰入金	補正前の額 2,500 補 正 額 -2,500 計 0	1 ふるさと市町村圏基金繰入金	-2,500	ふるさと市町村圏基金繰入金
計	補正前の額 2,500 補 正 額 -2,500 計 0			

## 3 款 繰越金

### 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 繰越金	補正前の額 1,054 補 正 額 760 計 1,814	1 前年度繰越金	760	前年度繰越金
計	補正前の額 1,054 補 正 額 760 計 1,814			

## 2. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額		補正額の財源内訳		節		説 明	
					区 分	金 額		
1 ふるさと市町村 圏事業費	補正前の額	21,290	国県支出金	0	8 旅費	-500	費用弁償	
	補正額	-1,740	地方債	0	11 役務費	-30	広告料	
	計	19,550	その他 一般財源	0 -1,740	12 委託料	-1,000	産品相談・商談会開催委託料	
					13 使用料及び賃借料	-40	会場借料	
					18 負担金補助及び交 付金	-10,170	きれいな街づくり事業助成金	-400
							国際交流事業助成金	-2,620
							市町村議員・職員研修事業助成金	-450
ふるさとまちづくり支援事業助成金	-3,900							
チャレンジ支援事業助成金	-2,100							
高校生 I T人材育成事業助成金	-700							
				24 積立金	10,000	ふるさと市町村圏基金積立金		
計	補正前の額	21,290	国県支出金	0				
	補正額	-1,740	地方債	0				
	計	19,550	その他	0				
			一般財源	-1,740				

1 定議案第 5 号

令和 3 年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算

令和 3 年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 37,288 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真 砂 充 敏

令和3年度

田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 分担金及び負担金			35,131
	1 負担金		35,131
2 繰越金			2,156
	1 繰越金		2,156
3 諸収入			1
	1 雑入		1
歳 入 合 計			37,288

歳 出		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 議会費			1,139
	1 議会費		1,139
2 総務費			20,057
	1 総務管理費		20,057
3 衛生費			15,867
	1 保健衛生費		15,867
4 公債費			25
	1 公債費		25
5 予備費			200
	1 予備費		200
歳 出 合 計			37,288

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	35,131	35,024	107
2 繰越金	2,156	1,030	1,126
3 諸収入	1	1	0
歳入合計	37,288	36,055	1,233

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,139	1,139	0	0	0	0	1,139
2 総務費	20,057	18,999	1,058	0	0	0	20,057
3 衛生費	15,867	15,692	175	0	0	0	15,867
4 公債費	25	25	0	0	0	0	25
5 予備費	200	200	0	0	0	0	200
歳出合計	37,288	36,055	1,233	0	0	0	37,288

## 2. 歳入

### 1 款 分担金及び負担金

#### 1 項 負担金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 総務費負担金	本年度 19,064 前年度 19,132 比 較 -68	1 総務管理費負担金	19,064	一般経費負担金
2 衛生費負担金	本年度 15,867 前年度 15,692 比 較 175	1 保健衛生費負担金	15,867	病院群輪番制病院運営費負担金
3 文化施設費負担金	本年度 200 前年度 200 比 較 0	1 文化施設費負担金	200	紀南文化会館運営費負担金
計	本年度 35,131 前年度 35,024 比 較 107			

### 2 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 繰越金	本年度 2,156 前年度 1,030 比 較 1,126	1 前年度繰越金	2,156	前年度繰越金
計	本年度 2,156 前年度 1,030 比 較 1,126			

## 2. 歳入

3 款 諸収入

1 項 雑入

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 雑入	本年度 前年度 比 較	1 1 0	1 雑入	1 雑入
計	本年度 前年度 比 較	1 1 0		

### 3. 歳 出

#### 1 款 議会費

#### 1 項 議会費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明			
			区 分	金 額				
1 議会費	本年度	1,139	国県支出金	0	1 報酬	144	議長報酬	15
	前年度	1,139	地 方 債	0			副議長報酬	12
	比 較	0	そ の 他	0			議員報酬	117
			一般財源	1,139	4 共済費	21	総合事務組合負担金（公務災害補償分）	
					8 旅費	851	費用弁償	801
							普通旅費	50
					9 交際費	50	交際費	
					10 需用費	28	消耗品費	15
						食糧費	13	
				13 使用料及び賃借料	45	車両借料		
計	本年度	1,139	国県支出金	0				
	前年度	1,139	地 方 債	0				
	比 較	0	そ の 他	0				
			一般財源	1,139				

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明			
			区 分	金 額				
1 一般管理費	本年度	19,599	国県支出金	0	1 報酬	2,151	会計年度任用職員報酬	1,995
	前年度	18,961	地 方 債	0			管理者報酬	18
	比 較	638	そ の 他	0			副管理者報酬	30
			一般財源	19,599			理事報酬	18
							監査委員報酬	90
					2 給料	8,116	一般職給	
					3 職員手当等	4,188	扶養手当	438
							通勤手当	42

### 3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
					管理職手当 623 期末手当 2,231 勤勉手当 842 管理職員特別勤務手当 12
			4 共済費	2,818	市町村職員共済組合負担金 1,740 社会保険及び厚生年金保険 1,050 公務災害補償基金負担金 20 総合事務組合負担金(公務災害補償分) 8
			8 旅費	420	費用弁償 401 普通旅費 19
			9 交際費	30	交際費
			10 需用費	596	消耗品費 437 食糧費 9 印刷費 40 車両修繕料 60 車両燃料費 50
			11 役務費	303	通信費 200 車両保険料 34 車検手数料 20 健康検査手数料 49
			12 委託料	204	システム保守委託料 200 公平委員会事務委託料 4
			13 使用料及び賃借料	501	器具借料 26 電子計算機借料 45 事務所借料 154 テレビ聴視料 15 通行料 12 通信回線使用料 39

### 3. 歳 出

#### 2 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
					システム利用料 210
			17 備品購入費	30	庁用器具購入費
			18 負担金補助及び交付金	233	社会保険協会負担金 4 県統計協会負担金 9 一般財団法人和歌山社会経済研究所負担金 20 紀南文化会館運営費補助金 200
			26 公課費	9	自動車重量税
2 企画費	本年度 458 前年度 38 比較 420	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 458	8 旅費	9	普通旅費
			10 需用費	29	消耗品費 15 食糧費 14
			12 委託料	420	調査委託料
計	本年度 20,057 前年度 18,999 比較 1,058	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 20,057			

#### 3 款 衛生費

#### 1 項 保健衛生費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 輪番制病院運営費	本年度 15,867 前年度 15,692 比較 175	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 15,867	11 役務費	362	賠償責任保険料 84 救急医療活動傷害保険料 278
			18 負担金補助及び交付金	15,505	病院群輪番制病院運営事業費補助金

### 3. 歳出

#### 3 款 衛生費

#### 1 項 保健衛生費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節		説 明
			区 分	金 額	
計	本年度 15,867 前年度 15,692 比較 175	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 15,867			

#### 4 款 公債費

#### 1 項 公債費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 利子	本年度 25 前年度 25 比較 0	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 25	22 償還金利子及び割引料	25	一時借入金利子
計	本年度 25 前年度 25 比較 0	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 25			

#### 5 款 予備費

#### 1 項 予備費

(単位 千円)

目	予 算 額	本年度の財源内訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 予備費	本年度 200 前年度 200 比較 0	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 200		200	

### 3. 歳 出

5 款 予備費

1 項 予備費

(単位 千円)

目	予 算 額		本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
				区 分	金 額	
計	本年度	200	国県支出金	0		
	前年度	200	地 方 債	0		
	比 較	0	そ の 他	0		
			一般財源	200		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手当等 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等	3	48			48	1	49	
	議 員	15	144			144	21	165	
	その他の特別職	4	108			108	6	114	
	計	22	300		0	300	28	328	
前年度	長 等	3	48			48	1	49	
	議 員	15	144			144	21	165	
	その他の特別職	5	3,389		614	4,003	725	4,728	
	計	23	3,581		614	4,195	747	4,942	
比 較	長 等	0	0			0	0	0	
	議 員	0	0			0	0	0	
	その他の特別職	-1	-3,281		-614	-3,895	-719	-4,614	
	計	-1	-3,281		-614	-3,895	-719	-4,614	

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	(2) 1	1,995	8,116	4,188	14,299	2,811	17,110	
前年度	(1) 1	1,967	4,579	3,288	9,834	2,130	11,964	
比 較	(1) 0	28	3,537	900	4,465	681	5,146	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	管理職手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特 別勤務手当	総合事務組 合負担金
	本年度	438	42	623	0	0	2,231	842	12	0
	前年度	180	59	0	100	0	1,501	761	0	687
	比 較	258	-17	623	-100	0	730	81	12	-687

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	(1) 1	0	8,116	3,768	11,884	2,409	14,293	
前年度	(0) 1	0	4,579	2,866	7,445	1,760	9,205	
比 較	(1) 0	0	3,537	902	4,439	649	5,088	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	管理職手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特 別勤務手当	総合事務組 合負担金
	本年度	438	42	623	0	0	1,811	842	12	0
	前年度	180	59	0	100	0	1,079	761	0	687
	比 較	258	-17	623	-100	0	732	81	12	-687

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	(1) 0	1,995	0	420	2,415	402	2,817	
前年度	(1) 0	1,967	0	422	2,389	370	2,759	
比 較	(0) 0	28	0	-2	26	32	58	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	期末手当
	本年度	420
	前年度	422
	比 較	-2

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減額事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	3,537	昇給に伴う増加分	15		平均昇給率 0.07%
		その他の増減分	3,522		
職員手当	900	制度改定に伴う増減分	-24	期末手当 -24	期末手当 6月支給分 1.275月分(旧1.3月分) 12月支給分 1.275月分(旧1.3月分)
		その他の増減分	924		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職	
令和3年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	402,600
	平均給与月額(円)	491,000
	平均年齢	52歳0月
令和2年 1月1日 現在	平均給料月額(円)	381,000
	平均給与月額(円)	400,900
	平均年齢	49歳5月

イ 初任給(令和3年1月1日現在)

区分	一般行政職	国の制度
高校卒	150,600	150,600 一般職(高卒)
大学卒	182,200	182,200 一般職(大卒)

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職	
		職員数(人)	構成比(%)
令和3年 1月1日 現在	7級		
	6級	1	100.0%
	5級		
	4級		
	3級		
	2級		
	1級		
	計	1	100.0%
令和2年 1月1日 現在	7級		
	6級		
	5級	1	100.0%
	4級		
	3級		
	2級		
	1級		
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一般行政職
7級	部長の職務
6級	課長の職務
5級	困難な業務を行う係長の職務
4級	係長の職務又は困難な業務を行う主査の職務
3級	主査の職務
2級	主事の職務
1級	事務員の職務

エ 昇級

区 分		一般行政職
本 年 度	職員数 (A) (人)	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1
	号給数別内訳	4号給 (人)
	比率(B)/(A) (%)	100.0%
前 年 度	職員数 (A) (人)	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1
	号給数別内訳	4号給 (人)
	比率(B)/(A) (%)	100.0%

オ 期末手当・勤勉手当（令和3年4月1日）

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.225	2.225	4.45	有	
前 年 度	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.225	2.225	4.45	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和3年4月1日）

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	応募認定退職特定措置（2%～45%加算）	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	応募認定退職特定措置（2%～45%加算）	

キ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容	
		組 合	国
扶養手当	同 じ		
通勤手当	異なる	交通用具使用者 通勤距離及び交通用具の種別に応じて支給 自動車 2,100円～55,000円 自動車以外の交通用具 1,500円～25,400円	交通用具使用者 通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円

1 定議案第 6 号

令和 3 年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

令和 3 年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 21,515 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 24 日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真 砂 充 敏

令和3年度

田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 財産収入			17,654
	1 財産運用収入		17,654
2 繰越金			3,861
	1 繰越金		3,861
(繰入金)			—
	(基金繰入金)		—
歳 入 合 計			21,515

歳 出		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 総務費			21,290
	1 総務管理費		21,290
2 公債費			25
	1 公債費		25
3 予備費			200
	1 予備費		200
歳 出 合 計			21,515

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 財産収入	17,654	17,961	-307
2 繰越金	3,861	1,054	2,807
(繰入金)	-	2,500	-2,500
歳入合計	21,515	21,515	0

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	21,290	21,290	0	0	0	0	21,290
2 公債費	25	25	0	0	0	0	25
3 予備費	200	200	0	0	0	0	200
歳出合計	21,515	21,515	0	0	0	0	21,515

## 2. 歳入

### 1 款 財産収入

### 1 項 財産運用収入

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 利子及び配当金	本年度 17,654 前年度 17,961 比 較 -307	1 利子及び配当金	17,654	ふるさと市町村圏基金積立金利子
計	本年度 17,654 前年度 17,961 比 較 -307			

### 2 款 繰越金

### 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 繰越金	本年度 3,861 前年度 1,054 比 較 2,807	1 前年度繰越金	3,861	前年度繰越金
計	本年度 3,861 前年度 1,054 比 較 2,807			

### 款 (繰入金)

### 項 (基金繰入金)

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
(ふるさと市町村圏基金繰入金)	本年度 0 前年度 2,500 比 較 -2,500			

## 2. 歳入

目	予 算 額	項 (基金繰入金)		説 明
		区 分	金 額	
計	本年度 前年度 比 較	0 2,500 -2,500		

### 3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明			
			区 分	金 額				
1 ふるさと市町村 圏事業費	本年度	21,290	国県支出金	0	8 旅費	650	費用弁償	500
	前年度	21,290	地 方 債	0			普通旅費	150
	比 較	0	そ の 他	0	11 役務費	30	広告料	
			一般財源	21,290	12 委託料	1,000	産品相談・商談会開催委託料	
					13 使用料及び賃借料	40	会場借料	
					18 負担金補助及び交 付金	19,570	きれいな街づくり事業助成金	600
							広域人材確保事業助成金	700
						国際交流事業助成金	2,620	
						市町村議員・職員研修事業助成金	450	
						広域物産展支援事業助成金	600	
						きのくに活性化センター負担金	500	
						ふるさとまちづくり支援事業助成金	5,200	
						チャレンジ支援事業助成金	4,200	
						高校生 I T人材育成事業助成金	700	
						南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会補助金	4,000	
計	本年度	21,290	国県支出金	0				
	前年度	21,290	地 方 債	0				
	比 較	0	そ の 他	0				
			一般財源	21,290				

### 3. 歳 出

#### 2 款 公債費

#### 1 項 公債費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 利子	本年度 25 前年度 25 比較 0	国県支出金 0 地 方 債 0 そ の 他 0 一般財源 25	22 償還金利子及び割 引料	25	一時借入金利子
計	本年度 25 前年度 25 比較 0	国県支出金 0 地 方 債 0 そ の 他 0 一般財源 25			

#### 3 款 予備費

#### 1 項 予備費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 予備費	本年度 200 前年度 200 比較 0	国県支出金 0 地 方 債 0 そ の 他 0 一般財源 200		200	
計	本年度 200 前年度 200 比較 0	国県支出金 0 地 方 債 0 そ の 他 0 一般財源 200			

## 1 定議案第7号

令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算

令和3年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ66,945千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

田辺周辺広域市町村圏組合  
管理者 真砂充敏

令和3年度

田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 診療事業収入		13,552
	1 診療収入	13,552
2 分担金及び負担金		47,921
	1 負担金	47,921
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 財産収入		22
	1 財産運用収入	22
5 繰越金		5,448
	1 繰越金	5,448
6 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		66,945

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 衛生費		66,720
	1 保健衛生費	66,720
2 公債費		25
	1 公債費	25
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		66,945

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 診療事業収入	13,552	45,480	-31,928
2 分担金及び負担金	47,921	19,000	28,921
3 使用料及び手数料	1	1	0
4 財産収入	22	20	2
5 繰越金	5,448	5,366	82
6 諸収入	1	1	0
歳入合計	66,945	69,868	-2,923

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 衛生費	66,720	69,643	-2,923	0	0	0	66,720
2 公債費	25	25	0	0	0	0	25
3 予備費	200	200	0	0	0	0	200
歳出合計	66,945	69,868	-2,923	0	0	0	66,945

## 2. 歳入

### 1 款 診療事業収入

### 1 項 診療収入

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 診療報酬収入	本年度 13,552 前年度 45,480 比 較 -31,928	1 診療報酬収入	13,552	診療報酬収入 医科 11,524 診療報酬収入 歯科 2,028
計	本年度 13,552 前年度 45,480 比 較 -31,928			

### 2 款 分担金及び負担金

### 1 項 負担金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 休日急患診療所運営事業費負担金	本年度 47,921 前年度 19,000 比 較 28,921	1 休日急患診療所運営事業費負担金	47,921	休日急患診療所運営事業費負担金 41,921 休日急患診療所運営事業費負担金 普通交付税算入分 6,000
計	本年度 47,921 前年度 19,000 比 較 28,921			

### 3 款 使用料及び手数料

### 1 項 手数料

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 衛生手数料	本年度 1 前年度 1 比 較 0	1 保健衛生手数料	1	1 診断書発行手数料

## 2. 歳入

### 3 款 使用料及び手数料

#### 1 項 手数料

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
計	本年度 前年度 比 較	1 1 0		

### 4 款 財産収入

#### 1 項 財産運用収入

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 利子及び配当金	本年度 前年度 比 較	22 20 2	22	休日急患診療所医療機器整備基金積立金利子
計	本年度 前年度 比 較	22 20 2		

### 5 款 繰越金

#### 1 項 繰越金

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 繰越金	本年度 前年度 比 較	5,448 5,366 82	5,448	前年度繰越金
計	本年度 前年度 比 較	5,448 5,366 82		

## 2. 歳入

6 款 諸収入

1 項 雑入

(単位 千円)

目	予 算 額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 雑入	本年度 前年度 比 較	1 1 0	1 雑入	1 雑入
計	本年度 前年度 比 較	1 1 0		

### 3. 歳 出

1 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 千円)

目	予 算 額		本 年 度 の 財 源 内 訳		節		説 明
					区 分	金 額	
1 診療所費	本年度	66,720	国県支出金	0	1 報酬	16,609	会計年度任用職員報酬 16,369
	前年度	69,643	地 方 債	0			診療所管理者報酬 240
	比較	-2,923	そ の 他	0	3 職員手当等	826	期末手当
			一般財源	66,720	4 共済費	1,031	労災保険料 60
							社会保険及び厚生年金保険 960
							総合事務組合負担金（公務災害補償分） 11
					8 旅費	238	費用弁償 228
							普通旅費 10
					9 交際費	50	交際費
					10 需用費	7,040	消耗品費 380
							食糧費 435
						印刷費 200	
						医薬材料費 5,600	
						施設修繕料 250	
						車両修繕料 60	
						車両燃料費 15	
						医療器具修繕料 100	
				11 役務費	1,690	通信費 156	
						クリーニング代 160	
						車両保険料 37	
						車検手数料 20	
						健康検査手数料 101	
						普通傷害保険料 587	
						医療廃棄物処理手数料 36	
						診療所賠償責任保険料 142	
						現金総合保険料 16	
						電子計算機付属機器保守手数料 31	
						電子計算機保安管理手数料 404	

### 3. 歳 出

#### 1 款 衛生費

#### 1 項 保健衛生費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
			12 委託料	30,213	システム保守委託料 264 診療委託料 29,949
			13 使用料及び賃借料	1,777	車両借料 700 電子計算機借料 922 テレビ聴視料 3 通信回線使用料 36 パソコンソフト使用料 116
			17 備品購入費	800	医療用備品購入費 400 事務用備品購入費 400
			18 負担金補助及び交付金	6,415	休日急患診療所調査研究事業費補助金 6,170 施設維持管理費負担金 245
			24 積立金	22	休日急患診療所医療機器整備基金積立金
			26 公課費	9	自動車重量税
			計	本年度 66,720 前年度 69,643 比較 -2,923	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 66,720

#### 2 款 公債費

#### 1 項 公債費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 利子	本年度 25 前年度 25 比較 0	国県支出金 0 地方債 0 その他 0 一般財源 25	22 償還金利子及び割引料	25	一時借入金利子

### 3. 歳 出

#### 2 款 公債費

#### 1 項 公債費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
計	本年度	25	国県支出金	0	
	前年度	25	地 方 債	0	
	比 較	0	そ の 他	0	
			一般財源	25	

#### 3 款 予備費

#### 1 項 予備費

(単位 千円)

目	予 算 額	本 年 度 の 財 源 内 訳	節		説 明
			区 分	金 額	
1 予備費	本年度	200	国県支出金	0	200
	前年度	200	地 方 債	0	
	比 較	0	そ の 他	0	
			一般財源	200	
計	本年度	200	国県支出金	0	
	前年度	200	地 方 債	0	
	比 較	0	そ の 他	0	
			一般財源	200	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 等 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	1	240		240	2	242		
	計	1	240		240	2	242		
前年度	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	1	240		240	2	242		
	計	1	240		240	2	242		
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職	0	0		0	0	0		
	計	0	0		0	0	0		

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本年度	(91) 0	16,369	0	826	17,195	1,029	18,224	会計年度任用職員のみ
前年度	(84) 0	16,165	0	927	17,092	1,040	18,132	会計年度任用職員のみ
比 較	(7) 0	204	0	-101	103	-11	92	

※( )内は、短時間勤務職員の職員数であり、外書きである。

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	期末手当
	本年度	826
	前年度	927
	比 較	-101